

議第 9 3 号

「近江八幡市庁舎整備等基本計画」の是非を問うことに関する住民投票条例について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 7 月 2 1 日

近江八幡市長 富士谷 英 正

---

「近江八幡市庁舎整備等基本計画」の是非を問うことに関する住民投票条例について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年 7 月 7 日に「近江八幡市庁舎整備等基本計画」の是非を問うことに関する住民投票条例の制定の請求を受理したので、同条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり意見を附して付議する。

---

提案理由

地方自治法第 7 4 条第 1 項の規定に基づき条例制定請求が行われたことから、同条第 3 項の規定により市長の意見を附して議会に付議する必要があるため、本議案を提出するものである。

「近江八幡市庁舎整備等基本計画」の是非を問うことに関する住民投票  
票条例

(目的)

第1条 この条例は、「近江八幡市庁舎整備等基本計画」（以下「新庁舎等整備計画」という。）どおりに新市庁舎等の整備を進めるかどうかに関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次のとおり実施する。

- 2 住民投票に付する事項は、新庁舎等整備計画どおりに新市庁舎等の整備を行うことに関し、市民の意思を明らかにするため、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。
- 3 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

- 2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、近江八幡市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から60日以内に執行するものとする。

(投票の資格者)

第5条 住民投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

- 2 住民投票を行う投票資格者（以下「投票人」という）は、新庁舎等整備計画をどおりに新市庁舎等の整備を進めることに賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。
- 3 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申し立て代理投票をさせることができる。
- 5 点字による投票の方法は、別に定める。

(情報公開)

第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、住民投票広報広告の掲載その他の投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うと共に、投票条件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、前項の広報活動及び情報の公開、提供に際しては、投票案件に対する賛成意見及び反対意見を公平かつ中立に扱うよう留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で

定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

（住民投票結果の告示等）

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表すると共に、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

（投票結果の尊重）

第11条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の賛否いずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

（規則への委任等）

第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。

## 意見書

「近江八幡市庁舎整備等基本計画」の是非を問うことに関する住民投票条例（以下「本条例」という。）の制定に反対する立場から、以下のとおり意見を附します。

### 1 請求に対する意見

市民への情報提供をはじめとする周知や市民の意見をどのように反映したかを含め、市庁舎整備に関する経過を申し上げます。

昭和46年に建築された現本庁舎は、平成18年に実施した耐震2次診断において「耐震性能が不足しており、震度6から7程度の地震が発生した際に倒壊または崩壊する危険性が高い」と判定されました。また、平成21年度に実施した省エネルギー診断において設備の経年老朽化が進んでいることが明確になり、平成22年度の現本庁舎等の定期検査では、多くの不適合及び要注意箇所を指摘されました。

一方で、市町合併に伴い平成21年5月に作成した「近江八幡市・安土町 新市基本計画」において、行政経営の推進における主な事業メニューとして「合併のスケールメリットを生かした効率的な行財政運営の推進」、「新市にふさわしい公共施設整備の検討」等が掲げられています。

このような背景から、平成22年度に市職員による庁舎整備研究会を設置し、市庁舎整備の課題等を検討するとともに、業務委託により市庁舎整備に係る基礎資料を作成しました。

この頃から、市庁舎整備について市民を交えての本格的な議論が始まり、平成23年8月には公募市民委員を含む15名の委員により「近江八幡市庁舎のあり方検討委員会」を設置しました。当該委員会は5回開催し、平成23年11月から12月にかけて実施した「近江八幡市庁舎に関するアンケート調査」では、3,347件の回答をいただき、平成24年3月に実施したパブリックコメント等の結果を踏まえ、同月「近江八幡市庁舎整備についての提言」を取りまとめました。

また、平成23年10月には、市長、市議会議長、商工会議所会頭、連合自治会長及び環境、防災、建築等の各分野の有識者10名を委員とした「近江八幡市のま

ちづくりに関する懇話会」を設置しました。4回開催した当該懇話会では、22世紀を見据えた近江八幡の「あるべき姿」及びその実現のための施策のあり方について議論及び検討し、平成23年12月には、185名が参加されたシンポジウムを開催し、平成24年3月に「近江八幡市まちづくり構想～22世紀をめざしたまちづくりビジョン」を取りまとめました。

さらに、平成24年6月には、近江八幡市庁舎あり方検討委員会の市民委員5名のほか、公募市民委員、各界代表者、学識経験者等17名を委員とした「近江八幡市官庁街活性化・庁舎整備検討委員会」を設置し、にぎわいを創出する官庁街のまちづくり活性化計画及び近江八幡市庁舎整備基本構想の策定について、多角的な視点からの意見を伺うため、2回の先進地視察を含む10回の委員会を開催し、議論及び検討を重ねました。併せて、同時期に、特別職と市職員部長級による「近江八幡市官庁街活性化・庁舎整備庁内検討本部会」と、主に市職員次長級による「近江八幡市庁舎基本構想庁内策定委員会」を設置し、庁内の内部と外部の両面から議論を深めました。

この間、平成24年9月29日、同月30日及び11月10日に「官庁街をにぎわい活性化させ、防災機能を充実させるためにはどのような仕組みや仕掛けが必要か」をテーマに、市民と討議を行う官庁街に関するラウンドテーブルを中学校区毎に計4回開催し、35名の方が参加されました。

また、平成24年9月には、官庁街が空洞化している中で新たな官庁街のまちづくりの方向性を検討するため、「官庁街のこれからのまちづくりに関する市民アンケート調査」を実施し、7,678件の回答をいただき、併せて現本庁舎について「庁舎老朽化見学会」を開催し、9名の方が参加されました。

平成25年7月から11月にかけては、官庁街周辺のにぎわいまちづくりの計画を策定するに当たり、自ら考えるまちづくりを目指し、官庁街まちづくりに関する整備構想案策定時の参考とするため、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の観点から、市民や民間事業者の自由な発想を取り入れた「官庁街にぎわいまちづくり官民パートナーシップアイデア提案」を募集し、4つの事業計画書が提出され、公表してきました。

このような取組を踏まえ、平成26年5月にパブリックコメントを実施し、同年6月に「新たな生業を育む歴史薫るまちづくり計画」及び「近江八幡市庁舎整備基本構想」を策定し、同年8月30日には180名が参加された「まちづくりを考えるシンポジウム」において基本構想の内容を報告させていただきました。

その後、基本計画の策定においては、平成26年9月及び10月に官庁街まちづくりワークショップを開催し、延べ130名の参加者が、官庁街のまちづくりについて「防災」と「ランドスケープ」をテーマに、全5回シリーズで金田コミュニティセンター、馬淵コミュニティセンター等の地域防災施設の見学やグループ討議を行いました。

引続き、平成27年7月には、公募市民委員、各界で活躍される市民委員、市議会市庁舎整備等特別委員会代表者、官庁街エリア内及び近隣の商業店舗代表者、学識経験者等24名を委員とした「100年のまちづくり近江八幡 にぎわいのある官庁街推進委員会」を設置し、官庁街及び市庁舎建設整備について、100年というロングタームを見据えて、特に「まちづくり」と「にぎわい」に焦点を当てた議論が行われました。当該委員会は、全8回開催しましたが、第6回委員会後の平成27年8月29日には、177名の参加の下、委員会の主催で中間報告及び市民フォーラム「100年のまちづくり近江八幡にぎわいのある官庁街」を開催し、その後の委員会においても、市関係部局へのヒアリングや市議会議員へのアンケートを実施し、2回の報告書作成検討部会を開催するなど、市民の皆様の幅広い議論を経て、平成27年10月に「近江八幡市庁舎整備基本計画に係る委員会からの報告書」を取りまとめました。

そして、平成27年12月に「近江八幡市庁舎整備等基本計画（案）」のパブリックコメントを実施し、平成28年2月に「近江八幡市庁舎整備等基本計画」を策定し、平成28年3月20日には、142名参加の下、「近江八幡市庁舎整備等基本計画」市民報告会を開催し、基本計画の内容を市民に報告させていただきました。

その後、基本設計・実施設計業務委託を実施することとなり、業務委託を受託する事業者選定は、公募型プロポーザル方式によって最優秀提案事業者を決定しました。本プロポーザルには、6事業者からの参加申請があり、申請時に提出されまし

た業務計画予定書は、公開による業者選定委員会の中で、公表させていただき、基礎審査に合格された4事業者の技術審査は、当時は全国的にも事例が余りなかった企画提案書の公開プレゼンテーションを採用し、当日160名を超える参加者の中で市民の皆様に公表した中で実施しました。

このように、事業者を選定する過程においても、市民の皆様と情報を共有させていただき、近江八幡市庁舎整備基本設計・実施設計業務委託は、最優秀提案事業者に選定された株式会社石本建築事務所大阪支所と平成28年7月28日に業務委託契約を締結し、現在業務を履行いただいています。

基本設計・実施設計の作成においては、基本計画をもとに近江八幡市の特色を生かした近江八幡市ならではの庁舎の建設設計を推進するため、平成28年9月26日に市民、関係団体の代表者、学識経験者等13名を委員とした「近江八幡市庁舎建設設計推進委員会」を設置し、ご意見を伺い、平成29年2月には、基本設計案のパブリックコメントを実施し、平成29年3月に「近江八幡市庁舎整備基本設計」の完了とともに、3月25日には、163名の参加の下、「近江八幡市庁舎整備基本設計」市民報告会で、基本設計の概要等を市民の皆様に、説明及び報告をさせていただきました。

平成18年以降、多くの市民と共に議論及び検討を重ね、ご意見を伺ってきた各々の取組には、延べ12,600名余りの人々にそれぞれの立場で関わっていただき、各委員会等は可能な限り公開の場で開催し、その経過や結果は市ホームページや市庁舎整備通信で公表してきました。

また、平成24年度以降は、市議会においても「市庁舎整備等特別委員会」が設置されましたことから、取組の経過に合わせて、その都度ご意見を賜りながら進めてきました。一方で、特別委員会におかれましても、独自の研究や情報収集のため、他市先行事例を視察研修されるなど、共にご検討いただけたものと認識しています。

市庁舎整備は、約10年もの長きにわたって、市民、学識経験者、各界代表者、地域の代表者等の多くの人々の意見を聴き、また、近江八幡市議会市庁舎整備等特別委員会に報告し、意見聴取するなどの過程を経ており、地域ぐるみの協働により、市民及び市議会との合意形成過程を経た上で取り組んできたものと認識しています。

このことは、他市に類を見ないほど成熟度向上のために可能な限りの方法を選択してきた証であり、正に市民との協働のまちづくりと言えます。

この10年間で策定してきた市庁舎整備に係る基本構想及び基本計画並びにまちづくり構想及びまちづくり計画は、市民の英知を集結したものであり、基本設計は、その集大成であります。

これまで関わっていただいた多くの人々の労苦を無にすることなく、多くの熱き想いをご尽力に報いることが責務であり、住民投票の実施は必要ありません。

## 2 請求の要旨に対する意見

### (1) 建設位置について

新庁舎の建設位置については、平成23年8月に設置した近江八幡市庁舎のあり方検討委員会の提言では、利便性、効率性、安全性、老朽化、環境対応及びまちづくりの6項目で現庁舎の課題を整理し、現庁舎の分散、スペース不足、耐震性能の不足、老朽化、省エネ推進の妨げ、市民が集い交流する空間になっていないことなどを踏まえ、早急に市庁舎の建替えが必要であるとされ、官庁街からの移転が望ましいとされました。そして、市庁舎整備の基本理念、基本方針、備えるべき機能、規模の設定及び立地の方向性について提言されていますが、立地については、「あらたな庁舎機能への対応性」、「緊急輸送道路ネットワークからの近接性」、「主要防災関連施設からの近接性とアクセス性」、「市民の生活軸からの近接性」、「主要交通拠点からの近接性」及び「県西部からの近接性とアクセス性」の6つの条件や視点から検討し、市民の生活軸である大津能登川長浜線と緊急輸送道路ネットワークを構成する大房東横関線に近接する立地が望ましいとされました。

また、平成23年10月に設置した近江八幡市のまちづくりに関する懇話会で策定した「近江八幡市まちづくり構想～22世紀を目指したまちづくりビジョン」では、「新たな三方よしで、世界に情報発信するまち 地域資源を活かしたなりわいの創出、環境・防災・教育・福祉等の社会的課題への取組、他地域との交流・連携による社会の形成を通じて、世界への情報発信できる都市を目指す」

を基本理念として、基本方針及び取り組むべき施策の方向性が示され、その施策のひとつとして市庁舎整備が取り上げられ、「中心市街地における今後の土地利用と市庁舎のあり方」について、「現行の庁舎が立地しているエリアにおいては、近江八幡駅周辺と八幡堀周辺の旧市街地とを結びつける集客力や情報発信力の高い機能呼び込むことによる相乗効果の発揮によって、中心市街地全体の活力創出を図ることが可能である」とし、「市庁舎に求められる役割と機能」について「市庁舎は、近江八幡における「自治」の拠点とし、市政運営・行政運営の中核拠点であることはもとより、市民や来訪者が集まり、交流し、協働によるまちづくりを推進する拠点、新たな文化を発信する拠点として、さらに、近江八幡のアイデンティティや郷土への愛着、誇りを表現する「シンボル」としての役割が求められる」とされました。

その後、平成24年6月に設置した近江八幡市官庁街活性化・庁舎整備検討委員会では、にぎわいを創出する官庁街のまちづくり活性化計画及び近江八幡市庁舎整備基本構想の策定について、多角的な視点から議論及び検討し、同時期に実施した「官庁街に関するラウンドテーブル」では、市庁舎の位置は官庁街にあるべきとの意見が圧倒的多数を占め、また、市庁舎整備についても、行政サービス以外の機能や利便性向上に資する機能を導入してほしいとの意向も確認しました。さらに、官庁街が空洞化している中で新たな官庁街のまちづくりの方向性を検討するため、平成24年9月に実施した「官庁街のこれからのまちづくりに関する市民アンケート調査」では、官庁街の課題として「有効な土地利用がなされていない」との意見が多く、官庁街に望むことについては「行政サービスが一層充実しているまち」、「多様な健康・福祉サービスが受けられるまち」、「商業施設やオフィスが立地するにぎわいのあるまち」などの意見が多く、自由意見としても、病院の跡地利用促進、にぎわいを生み出すような魅力の創出、交通利便性の向上、防災まちづくりへの期待等の意見に加え、新庁舎の計画予定地として現官庁街を望む声が多数を占めました。

このような意見を踏まえ、「新たな生業を育む歴史薫るまちづくり計画」では、官庁街のまちづくり・にぎわい創出の視点から、官庁街に新庁舎が必要であると

し、「近江八幡市庁舎整備基本構想」では、市内を「安土町総合支所エリア」、「金田跨線橋周辺エリア」、「現庁舎周辺（官庁街）エリア」、「消防署周辺エリア」及び「日吉野周辺エリア」の5つのエリアで、「関連計画や市民の意向」、「候補地の比較検討」及び「地質面での評価」という3つの視点からエリア評価及び検討を行い、「新庁舎は、官庁街に整備することが望ましい」とし、官庁街エリアで整備する新庁舎の建設位置について、候補地を現本庁舎敷地と市民病院跡地の2つに絞り込んで比較検討しました。

比較検討につきましては、敷地面積、用途地域、容積率、建ぺい率その他の建築制限、敷地の特徴、官庁街のにぎわい創出の視点、新庁舎整備の視点としての駅からの近接性、空間の有効利用、行政機能の連続性及びにぎわいの連続性の観点から総合的に判断するものとして、平成26年5月23日の市庁舎整備等特別委員会において、比較資料を提示の上、ご提案させていただきました。委員会では、「委員会での議論を各会派に持ち帰り、会派ごとに意見を取りまとめ、再度議論する。」とされ、その後、平成26年6月2日に、再度開催された特別委員会で、前回の提案に対し再度議論していただき、議論の結果、特別委員会としては「現本庁舎敷地での建設が良いとする意見が多く出されたが、建設場所の最終的な決定は、設計業務委託の補正予算の承認をもって決定する。」とされました。このことから、平成26年6月の市議会定例会において、現本庁舎敷地での建設を前提とした設計業務委託の補正予算を上程させていただいたところ、原案どおり可決されたことから、市として新庁舎の建設位置を現本庁舎敷地とすることを正式に決定しました。

このような経過から、新庁舎の建設位置は、議会制民主主義の手続に基づき、3年前に既に市議会との合意形成過程を経て、合法的かつ合理的に決定されたものであります。

その後、平成26年8月30日に開催した「まちづくりの手法を考えるシンポジウム～ランドスケープの視点から」にあわせて、「新たな生業を育む歴史薫るまちづくり計画」と「近江八幡市庁舎整備基本構想」を報告させていただく中で、新庁舎の建設位置について、現本庁舎敷地と市民病院跡地を比較検討した結果を

踏まえ、現本庁舎敷地に建設することに決定したことを市民の皆様に公表させていただきました。

## (2) 庁舎の集約とワンストップフロアサービスについて

近江八幡市庁舎整備等基本計画に示す現庁舎の抱える「5つの視点からの課題」のうち、「利便性」及び「効率性」の視点から、現庁舎が分散していることが、多岐に及ぶ市民サービスの低下の要因となっています。特に、移動に掛かる時間や労力は、市民の皆様の大きな負担となり、業務上連携が必要な部署が分散していることは効率的ではありません。

このことは、近江八幡市庁舎のあり方検討委員会でも提言されており、近江八幡市庁舎に関するアンケート調査、ラウンドテーブル等においてもご意見をいただきました。

このことから、新庁舎は、分散する現庁舎機能を集約し、併せてワンストップフロアサービス化を図ることとし、市民サービスの更なる充実と効率化を目指す計画としました。

新庁舎では、大きく2つのワンストップフロアサービスの構築を目指しています。

1つ目は、現庁舎の1階で一部採用していますが、証明書の交付や申請手続、各種制度施策の説明等、各種の市民サービスを行う窓口を見通しのよい1つの階に配置し、そのフロアで求めるサービスの提供が可能となる「窓口サービスのワンストップフロアサービス化」を、1階フロアに市民窓口サービス部門を配置することによって実現します。

2つ目は、ひまわり館や福祉事務所、保健センターを分散したままでは解決が図れない福祉分野における幅広いサービスの提供であり、特に、相談支援業務において、総合的かつ包括的に支援する「福祉や福祉と教育の連携により子育てのトータルサポートセンター機能を実現するためのワンストップフロアサービス化」を、低層棟の1階から3階、高層棟の2階、屋外広場と一体的に連動して実現を目指します。

本市では、平成19年度に庁内委員と外部委員による総勢23名による「障が

い児者トータルサポートセンター構想策定プロジェクトチーム」を発足させ、先進地視察及び15回を超える委員会、市民意見交換会等を開催し、約2年間市民を交えての検討を重ね、さらに、平成21年度は、支援対象者を子育てや高齢者も含め拡大して検討を重ね、平成22年2月に「福祉トータルサポートセンター基本構想」を策定しました。併せて、構想の実現に向けて策定した「第Ⅰ期基本計画」及び「第Ⅱ期基本計画」に基づき取組を継続してきましたが、現行の分散配置では物理的に改善が図れないため、ハード整備を必要とする課題解決は新庁舎整備において実現を図ることとして、ソフト事業を先行させながら、必要なハード機能を庁内担当者会議で検討を重ねてきました。

次世代を担う地域の宝である子どもたちに関わる課題は、子どもの貧困や児童虐待、発達支援や障がい福祉、子育て支援、保育や就学前教育、また、学齢期以降は、いじめや不登校、さらに、親の養育力等に対する親支援等、現代社会において非常に広範囲に及んでおり、複合的に絡み合い、複雑化しています。

したがって、今ある課題に対するケアプランを、福祉分野の中で、教育と連携して組み立て支援し、同時に将来を見据えたライフプランを組み立て、福祉と教育分野のライフステージの移行期に、切れ目なく、円滑かつ適切な支援の提供が求められています。子ども期の支援は、単なる窓口サービスではなく、行政の責務として、関係課の連携による重層的かつ当事者を中心に据えた包括的な支援なしでは、解決できない状況にあります。

このことから、近江八幡市庁舎整備等基本計画において、従来の行政の枠にとどまらず、福祉・教育部門が密接な連携を図り、未来を担う子どもたちの成長を0歳から20歳まで包括的に支援ができる、子育てに関するトータルサポートの構築を目指すこととしています。

さらに、今後、高齢社会が進展する中で、福祉に配慮した利用しやすい行政サービスを実現するために、今のまま庁舎機能の分散を続けることは適切ではなく、このままでは市民に不便をかけることとなります。新庁舎には、行政サービス機能を集約し、ユニバーサルデザインを導入することで、現庁舎の課題が解決され、誰もが安心して利用できる庁舎になると考えます。

これらの庁舎機能の集約の考え方やその必要性は、新庁舎に導入する他の機能や施設と同様に、市民、学識経験者、各界代表者、地域の代表者等の多くの人々の意見を聴き、特に、「福祉トータルサポート」に関しては、当事者や支援者からも意見を聴き、近江八幡市議会市庁舎整備等特別委員会に報告し、意見聴取するなどの過程を経て、地域ぐるみの協働により、市民及び市議会との合意形成過程を経た上で取り組んできた結果であり、平成29年3月に開催した基本設計の市民報告会においても、障がいのある方が実際に困っていること等について、生の声を聴かせていただき、新庁舎に必要な機能として改めて認識したところです。

### (3) 建設工事費について

市庁舎整備に係る建設工事費は、市全体の他事業と比べ多大な事業費を要する事業であり、その建設工事費の算出に当たっては、より慎重に行わなければなりません。

一方で、市庁舎整備は、50年に一度の大プロジェクトであると言われたのはつい最近までのことで、今や、公共施設の長寿命化計画や建築技術の進歩を考えると、100年に一度の大プロジェクトであると言っても過言ではありません。

したがって、市庁舎整備に係る基本構想から基本計画、基本設計、また、現在進行中の実施設計に当たっては市民を交えて、多くの方々のお知恵をお借りして取り組まなければならないと認識しており、協働のまちづくりとして実践してきたところであります。

取組を進めてきたこの10年間、多岐にわたって議論及び検討し、市民や市議会と合意形成を図りながら、求められる必要な機能や施設を可能な限り配置した未来の近江八幡市役所は、一つとして無駄なものは無く、決して豪華でも贅沢でもなく、市民の皆様の英知を集結した適正な規模の新庁舎であります。

平成28年2月に策定した近江八幡市庁舎整備等基本計画では、想定建設費を設計額として検討するため、平成29年度から平成30年度までに完成予定の他市事例の床面積1平米当たりの単価の平均額を参考に、床面積1平米当たりを約42万円として、基本構想の考え方も踏襲して、本市庁舎の想定できる建設費を約70億円から84億円までとしました。

また、市庁舎整備において必ず必要となる解体費、建設の可能性が高い立体駐車場の想定建設費等、総事業費に占める割合が大きいと予測される経費を約11億円として、建築に係る想定額を計81億円から95億円までとしました。

これらの建設費の算出は、市民の求める必要な機能及び施設を備えた庁舎規模に、他市の参考事例を用いて算出したものであり、他市と比較しても決して高いとは言えません。さらに、他市の事例の単価の平均値を採用していることから、計画の段階で、コスト縮減を意識した事業費を想定しています。

また、基本計画では、「工事費全般について平成32年の東京五輪特需による建設コストの上昇が予測されることから、今後の価格動向を注視、状況に応じた適切な判断が必要」であること、「今後の基本設計、実施設計を進める中で、様々な仕様や必要なぎわい・交流機能及びその規模などを決定しますが、各段階において内容の精査を行い、市の財政運営への影響を見据え、可能な限り建設費の縮減に努める」ことなどについて示しています。

以上のように、新庁舎の想定建設費を算出しましたが、新庁舎の実際の規模や建設費は、基本設計・実施設計を経て入札により請負額が決定し、さらに、議会の議決を得なければ確定しないことから、想定建設費として示している額は、決定したものではありません。

建設工事にかかる費用は、社会経済情勢の変化により影響が生じますので、現在作成中の実施設計においても華美な要素を排し、可能な限り汎用性のある資材を採用するなど、更にコスト縮減を意識しながら、機能及び性能が充実する庁舎を目指して取組を進めています。

### 3 本条例に対する意見

本条例は、第2条に定められた住民投票の実施において「新庁舎等整備計画どおりに新市庁舎等の整備を行うことに関し、市民の意思を明らかにするため、市民による投票を行う」、また、第6条に定められた投票の方法において、「住民投票を行う投票資格者は、新庁舎等整備計画どおりに新市庁舎等の整備を進めることに賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは反対欄に、自ら○の記号を記載

して、投票箱に入れなければならない」と規定されています。

しかし、近江八幡市庁舎整備等基本計画には、まちづくり、交流、防災、環境、福祉・教育、及びコストバランスの6つの整備方針が掲げられ、建設位置、想定建設工事費、新庁舎の導入機能など様々な内容が記載されているものです。第6条の投票の方法では、多くの事柄を一括して賛成又は反対を求めることになり、市民としては明確な意思を示すことは困難であると考えます。したがって、第1条で規定された「市民の意思を明らかにする」という条例の目的に合致せず、条例として不備があります。

次に、第11条に定められた投票結果の尊重において、「市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の賛否いずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない」と規定されています。このことから、議会制民主主義を補完する役割を果たすのが住民投票であり、住民の意思を確認するためには、投票の成立要件として投票率に関する規定が必要です。

これらのほか、第4条に定められた住民投票の期日において、住民投票の期日の決定者が不明確であること、第10条に定められた住民投票結果の告示等において、選挙管理委員会から市議会への報告が義務付けられていますが、市長から選挙管理委員会に委任された住民投票の管理及び執行に関する事務の範囲を超えていることは不相当であります。

#### 4 総括

庁舎整備については、既述のとおり、市民の利便性、職務効率の向上、事業期間、コスト等の多面的な評価及び検討を行うとともに、10年の長きにわたる各種委員会の開催や市民アンケートの実施、シンポジウムやフォーラム、パブリックコメント、さらには、市議会からのご意見を踏まえ、議論を重ね、合意形成を図りながら進めてきたものです。

住民投票は、市議会と市長による議会制民主主義を基本とする地方自治にあって、これを補完する制度であり、住民投票を行うに当たっては、それぞれの事案に応じて投票に付すべき事項、成立要件等について、条例で適正に定めることが必要であ

り、また、相当な経費を市費から支出し、市民の皆様に時間と労力をかけて投票をお願いすることになるため、慎重に検討しなければなりません。

市としては、これまでの経過及び状況並びに既述のことから判断し、本条例による住民投票の実施は必要ないという意見です。

また、庁舎整備という重要な事業について、今後も市民などとの協働の取組のもと、地方自治の根幹を成す議会制民主主義の中で、これまでどおり、市民の付託を受けた議員の皆様からご意見を賜り、ご理解を得ながら進めてまいります。

平成29年 7 月 21 日

近江八幡市長 富士谷 英 正